

第 1 2 号議案

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備 等及び経過措置に関する条例の制定について

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の 整備等及び経過措置に関する条例

目次

第 1 章 関係条例の整備等（第 1 条－第 1 1 条）

第 2 章 経過措置（第 1 2 条－第 1 4 条）

附則

第 1 章 関係条例の整備等

（亀岡市職員の再任用に関する条例の廃止）

第 1 条 亀岡市職員の再任用に関する条例（平成 1 3 年亀岡市条例第 3 6 号）は、廃止する。

（亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の定年等に関する条例(昭和59年亀岡市条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年による退職等(第2条-第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢による降任等(第6条-第9条)

第4章 定年前再任用短時間勤務職員の任用(第10条)

第5章 雑則(第11条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第2条の前に次の章名を付する。

第2章 定年による退職等

第3条中「60年」を「65年」に、「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 業務の性質上、当該職員の退職による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生じること。
- (2) 職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害

が生じること。

第4条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、「には、」の次に「あらかじめ」を加え、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項又は第2項の規定により引き続き勤務する職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由が消滅した」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢による降任等

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職に含まれる職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。

(1) 亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)第9条に規定する管理職手当を支給される職員の職

(2) 前号に準ずる職として市長が定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、他の職(法第28条の2第1項に規定する他の職をいう。第2号において同じ。)への降任等(降任又は転任(降給を伴う転任に限る。))をいう。以下この章において同じ。)であって、同項本文の規定によるもの(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第

56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職について適正を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で他の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職（法第28条の2第1項に規定する職をいう。以下同じ。）が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員については、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条において同じ。）の末日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 業務の性質上、当該職員の他の職への降任等による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生じること。
 - (2) 職務が高度に専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生じた欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
 - 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な

障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。
- 5 任命権者は、前各項の規定により異動期間を延長する場合及び第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。
- 6 任命権者は、第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日が到来する前に当該異動期間の延長の事由が消滅したと認めるときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務職員の任用

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第10条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の

勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第11条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第1項ただし書を削る。

附則第2項を次のように改める。

(定年に関する経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同項ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

附則に次の2項を加える。

- 3 第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日(令和6年3月31日、令

和7年3月31日、令和8年3月31日、令和9年3月31日、令和10年3月31日及び令和11年3月31日に限る。)において管理監督職を占めているものに対する第4条の規定の適用については、同条第1項中「できる」とあるのは「できる。ただし、附則第3項に規定する職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない」と、同条第2項中「定年退職日」とあるのは「定年退職日（附則第3項に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職（法第28条の2第1項に規定する職をいう。）に係る異動期間の末日）」とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）年齢60年に達する日の属する年度の前年度（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に掲げる年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(1) 年齢60年に達する日の属する年度の前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用されたもの（次号に掲げる職員を除く。） 当該採用の日の属する年度

(2) 異動等により年齢60年に達する日の属する年度の前年度の末日を経過することとなった職員 当該異動等の日の属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年亀岡

市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を、「を除く。）」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年亀岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年亀岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「第5条第1項又は第2項」を「第4条第1項又は第2項」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条

に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

第17条の2の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の2の表第12条第2項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、同表第24条の2の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第24条の3の項を削る。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第4号中「の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長する」を「又は第2項の規定により引き続き勤務する」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員（」の次に「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

第4条第4項を削る。

第4条第5項を次のように改め、同項を同条第4項とする。

- 5 法第22条の4第1項本文の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第12条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、定年前再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

第15条第4項中「（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものをした時間を除く。第7項において同じ。）」を削り、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条第4項中「第15条、第16条第3項及び前条」を「第15条から前条まで」に改める。

第19条中「第15条、第16条第2項、第17条」を「第15条から第17条まで」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の100」を「、100分の100」に、「100分の57.5」を「、100分の57.5」に改める。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第10条」を「第5条第2項から第7項まで、第10条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の7項を加える。

2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
 - (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号。以下「定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員
 - (3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
 - (4) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- 4 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2中

「

3級	主任の職務又はこれに相当する職務
4級	(1) 係長の職務又はこれに相当する職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務又はこれに相当する職務
5級	副課長の職務又はこれに相当する職務
6級	課長の職務又はこれに相当する職務
7級	部長の職務又はこれに相当する職務

」

を
「

3級	主任の職務又は主任と同等の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	(1) 係長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務又は困難な業務を処理する主任と同等の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
5級	副課長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務
6級	課長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務
7級	部長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務

」

に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第9条 職員の退職手当に関する条例(昭和30年亀岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「(1月間の日数(亀岡市の休日を定める条例(平成3年亀岡市条例第17号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第3条第1項中「給料月額(給料が日額で定められている者については)」を「給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の)」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「次条第2項」を「この項、次条第2項」に、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1

号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」というに、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「前項」を「同項」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第6条の4第1項中「休職、」を「休職及び」に、「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額（以下」の次に「この項及び第5項において」を加え、同条第4項各号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が認めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が認める職員が市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第10項第2号ア及びイ中「公共職業安定所長」を「市長」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第18条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6

項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第3項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第9項から第17項まで」を加える。

附則第4項中「第5条の2」の次に「及び附則第12項」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第10項」を加える。
附則に次の10項を加える。

8 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

- 9 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第9項」とする。
- 10 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第10項」とする。
- 11 前2項の規定は、職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号）第3条ただし書に規定する職員（以下「医療業務従事職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 12 亀岡市一般職員の給与に関する条例附則第2項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 13 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第11項に規定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号

の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（医療業務従事職員以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 14 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（市長が定める者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「6月」とあるのは、「0月」とする。

医療業務従事職員以外の者	60歳
医療業務従事職員	65歳

- 15 当分の間、第5条第1項に規定する者（法第28条の6第1項の規定により退職した者（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）及びこれに準じる他の法令の規定により退職した者並びに法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 16 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第14項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条

の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第14項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 17 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第14項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年亀岡市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第21条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 1 条 亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 5 年亀岡市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

第 2 5 条中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

第 2 章 経過措置

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢）

第 1 2 条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における第 3 条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第 3 条に規定する定年（以下「旧定年条例定年」という。）に準じた当該職に係る年齢とする。（令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢）

第 1 3 条 令和 3 年改正法附則第 4 条又は附則第 6 条の規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用される令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「新法」という。）第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に設置された短時間勤務の職（第 3 条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」と

いう。)第10条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は附則第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用される新法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職、者及び職員)

第14条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第10項から第17項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達してい

る職員とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条中亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条第3項の改正規定（「再任用職員」を「定年前再任用職員短時間勤務職員」に改める部分を除く。）並びに第9条中職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第10条の改正規定並びに次項並びに第29項及び第32項の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備)

- 2 任命権者は、施行日の前日までの間に、施行日から令和6年3月31日までの間に年齢60年に達する職員（当該職員が占める職に係る旧定年条例第3条の規定による定年が年齢60年である職員に限る。）に対し、新定年条例附則第4項の規定の例により、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員は、この条例による改正後の亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日前に旧定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤

務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（次項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）に係る当該旧定年条例勤務延長期限までの間における同条第1項又は第2項の規定による勤務については、新定年条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 任命権者は、旧定年条例勤務延長職員について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新定年条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 6 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による勤務について準用する。
- 7 新定年条例第9条第1項の規定は、施行日において附則第4項の規定により同条第1項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している職員には適用しない。
- 8 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項又は附則第4項若しくは第5項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場

合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

9 新給与条例附則第2項から第8項までの規定は、附則第4項又は第5項の規定により勤務している職員には適用しない。

10 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（次項並びに附則第12項、第15項及び第16項において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（施行日以後に設置された職及び組織の変更等により名称が変更された職にあっては、これらの職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じたそれぞれの職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第4項又は附則第5項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項又は附則第15項若しくは第16項の規定により採用することをいう。次項において同じ。）をされたことがあるもの

11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に係る者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当

該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第10条の規定により採用された者のうち、新法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に暫定再任用されたことがあるもの

1 2 前2項の任期又はこの項（附則第17項において準用する場合を含む。以下この項から附則第14項までにおいて同じ。）の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

1 3 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績その他の規則で定める情報に基づき行うことができる。

1 4 任命権者は、附則第12項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

1 5 任命権者は、新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第10項各号に掲げる者のうち年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職

員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に設置された短時間勤務の職及び組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、これらの短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、常時勤務を要する職でその職務がこれらの短時間勤務の職と同種の職を占めていたとしたときにおける旧定年条例定年に準じたそれぞれの短時間勤務の職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 1 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第11項に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第19項において同じ。）に達している者（新定年条例第10条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 7 前2項の規定により採用された職員の任期については、附則第12項から第14項までの規定を準用する。この場合において、附則第12項中「前2項」とあるのは、「附則第15項若しくは第16項」と読み替えるものとする。
- 1 8 新定年条例第10条の規定は、施行日以後に退職をした同条に規定する年齢60年以上退職者（次項において「年齢60年以上退職者」という。）について適用する。
- 1 9 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準

日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第10条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 20 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 1 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（新定年条例第 10 条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される亀岡市一般職員の給与に関する条例第 4 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 4 条第 2 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 14 条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年亀岡市条例第 27 号）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 2 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される亀岡市一般職員の給与に関する条例第 4 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 4 条第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 2 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 8 条の規定による改正後の亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第 12 条第 2 項並びに第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。

- 25 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 26 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年亀岡市条例第○号）附則第10項、第11項、第15項又は第16項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 27 新給与条例第5条第2項から第7項まで、第10条、第11条及び第11条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 28 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年亀岡市条例第○号）附則第10項、第11項、第15項又は第16項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。
- 29 新退職手当条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が認める職員に該当するに至った者について適用する。
（亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 30 暫定再任用職員については、亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条の2、第7条の2及び第15条の規定は、適用しない。
（亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 1 暫定再任用職員については、亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第8条及び第18条の規定は、適用しない。

(委任)

3 2 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年亀岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新条例第2条第2項」を「職員の退職手当に関する条例第2条第2項」に、「、新条例」を「、同条例」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第7項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改める。

3 4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「に新条例」を「に職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第9項若しくは第10項」を加え、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第9項から第17項まで」を加える。

附則第5項中「に新条例」を「に職員の退職手当に関する条例」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2及び附則第12項」に改める。

附則第6項中「新条例第5条」を「職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第10項」に改める。

附則第7項中「、新条例」を「、職員の退職手当に関する条例」に、「と新条例」を「と同条例」に改める。

3 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「、新条例」を「、職員の退職手当に関する条例」に改める。

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の 整備等及び経過措置に関する条例案要綱

地方公務員法の一部改正により、職員の定年の引上げ等が行われることに伴い、関係する 11 条例について次のとおり規定整備を図り、経過措置を設けること。

- 1 亀岡市職員の再任用に関する条例の廃止
定年の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止すること。
- 2 亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
所要の規定整備を図ること。
- 3 職員の定年等に関する条例の一部改正
 - (1) 職員の定年は年齢 65 年とし、例外として医療業務に従事する医師である職員の定年は年齢 70 年とすること。
 - (2) 管理監督職勤務上限年齢は、年齢 60 年とすること。
 - (3) 管理監督職から他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準について定めること。
 - (4) 年齢 60 年以上退職者を定年前再任用短時間勤務職員に採用できることとすること。
 - (5) 令和 13 年 3 月末をもって定年の引上げが完了するまでの定年に関する経過措置を定めること。
 - (6) 任命権者は、年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度に年齢 60 年に達する日以後の任用等に係る必要な情報の提供及び同日の翌日以後の勤務の意思の確認に努めることとすること。
 - (7) その他所要の規定整備を図ること。
- 4 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正
給与から減じる額が、現に受ける給料の月額額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減じること。

- 5 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
所要の規定整備を図ること。
- 6 職員の育児休業等に関する条例の一部改正
所要の規定整備を図ること。
- 7 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正
所要の規定整備を図ること。
- 8 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正
 - (1) 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、職務の級に応じた額に、当該職員の勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の通常の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とすること。
 - (2) 55歳以上の職員のうち規則で定める年齢に達した日以降の直近の3月31日を超えて在職する職員の昇給は、特に良好な成績で勤務した場合に限り行うこと。
 - (3) 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすること。
 - (4) 医療業務に従事する医師である職員等には、(3)の規定は適用しないこと。
 - (5) 他の職への降任等をされた職員で、特定日における(3)の規定による給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が、降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、(3)の規定による給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給すること。
 - (6) その他所要の規定整備を図ること。
- 9 職員の退職手当に関する条例の一部改正

- (1) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、退職の日において定められている定年から15年を減じた年齢以上の退職者に適用すること。
- (2) 当分の間、11年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したものに対する退職手当の基本額については、定年により退職したものとして算定すること。
- (3) 医療業務に従事する医師である職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、(2)の規定は適用しないこと。
- (4) 給与条例による職員の給料月額の変更（以下「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- (5) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例について経過措置を設けること。
- (6) その他所要の規定整備を図ること。

10 亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

所要の規定整備を図ること。

11 亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

所要の規定整備を図ること。

12 この条例は、令和5年4月1日から施行すること。ただし、8の(6)の一部、9の(6)の一部及び13の規定は、公布の日から施行すること。

13 任命権者は、令和5年3月31日までの間に、同年4月1日から令和6年3月31日までの間に定年に達する職員に対し、3の(6)の例により、必要な情報の提供及び勤務の意思の確認に努めること。

1 4 2、3、5及び8から11の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

1 5 9の施行に関し、関係する条例について、所要の規定整備を図ること。